

令和 8 年 9 月 24 日

関係団体の長 殿

島根労働局健康安全課

小規模事業場におけるストレスチェック実施義務化に係る周知用ポスター等の送付について

労働行政の推進について、日頃より格別のご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、労働安全衛生法に基づくストレスチェックは50人以上の労働者を使用する事業場に実施が義務付けられていますが、同法の改正により令和10年4月1日以降は、労働者50人未満の事業場も含めて全ての事業場でストレスチェックの実施が義務となります。

本改正の施行まで猶予の期間が設けられているものの、本改正による影響は大きく、施行されるまでに準備が必要と思料されるところです。

この度、本法改正に係るポスター及びリーフレットを用意しましたので、会員事業場様など関係者への周知等にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※リーフレットについては島根労働局ホームページに電子データを掲載しています。

(https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/_84685.html)

島根労働局ホームページ

トップ画面

⇒ニュース&トピックス

⇒お知らせ

⇒安全・衛生